

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月26日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号			
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンタウン観音寺ショッピングセンター 香川県観音寺市昭和町一丁目甲1559番地外			
変更した事	1. 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 ア 変更前 名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 兵庫県姫路市北条口四丁目4番地 代表者の氏名 代表取締役 藤本 昭 イ 変更後 名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男 2. 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			
	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="363 1921 906 1966">変更前</th><th data-bbox="914 1921 1439 1966">変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="363 1977 906 2072">マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭</td><td data-bbox="914 1977 1439 2072">マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3番</td></tr></tbody></table>	変更前	変更後	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
変更前	変更後			
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3番			

項	兵庫県姫路市北条口四丁目4番地	52号	
	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	変更なし	
	株式会社ザグザグ 代表取締役 藤井 孝洋 岡山県岡山市中区清水369番地2	変更なし	
	新規出店	大屋観光株式会社 代表取締役 伊藤 慎太郎 愛媛県西条市西田甲590番地2	
変更年月日及び変更理由	1. は		
	氏名又は名称	変更年月日	変更の理由
	マックスバリュ西日本株式会社	平成24年5月15日	住所変更のため
		平成25年5月22日	代表者変更のため
	2. は		
	氏名又は名称	変更年月日	変更の理由
	マックスバリュ西日本株式会社	平成24年5月15日	住所変更のため
		平成25年5月22日	代表者変更のため
	大屋観光株式会社	平成21年1月21日	出店のため

2. 届出年月日

平成28年7月13日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成28年8月26日から平成28年12月26日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年12月26日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ